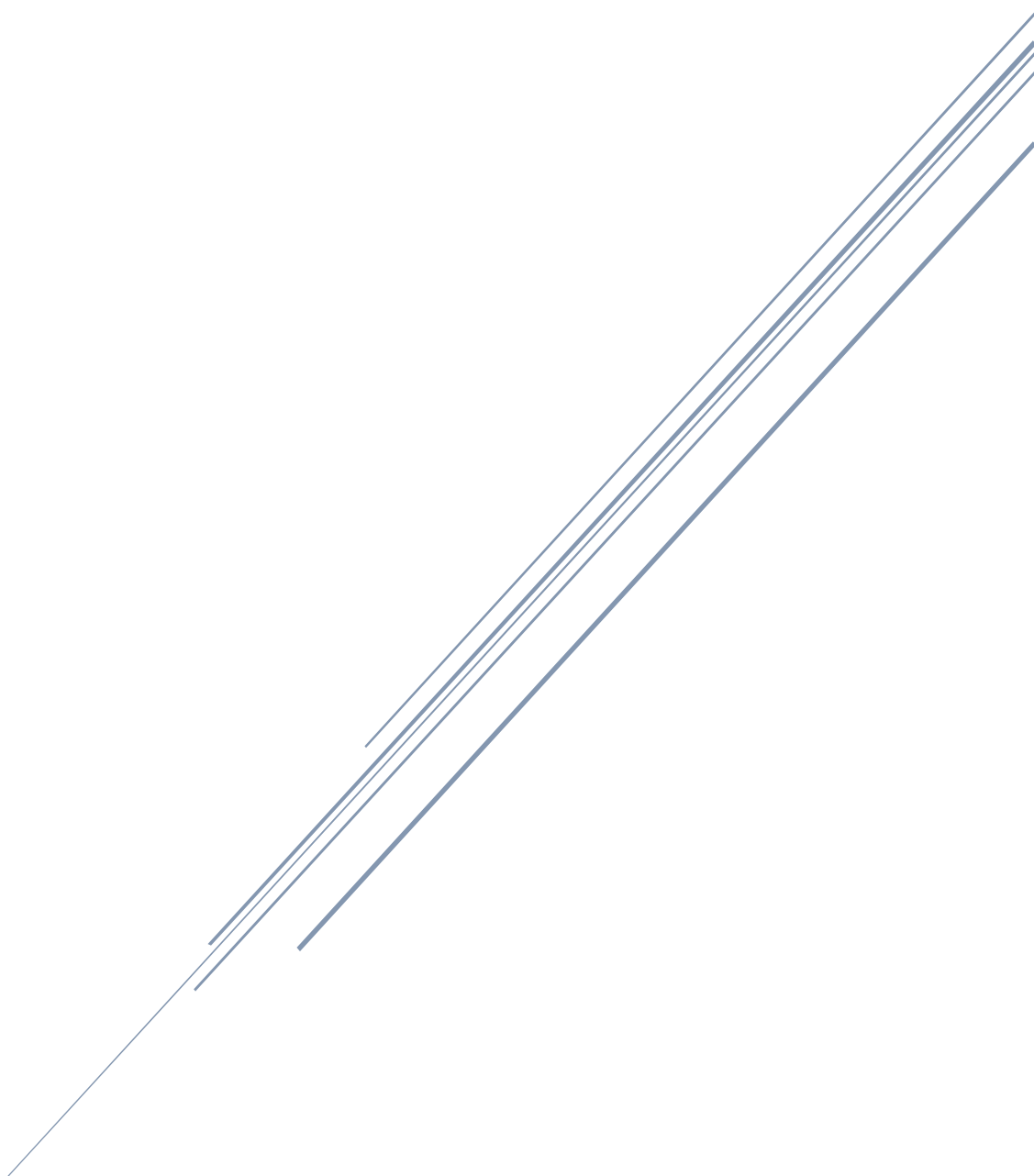


# 岐阜市建築物耐震改修促進計画

岐阜市



平成 20 年 3 月 策 定  
平成 28 年 4 月 改 正  
令和 3 年 4 月 最終改正

## 目次

はじめに.....	1
1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ.....	1
2 計画改正の経緯.....	2
3 岐阜県震災対策検証委員会の提言 .....	3
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況.....	4
1 想定される地震の規模 .....	4
2 人的被害の想定.....	6
3 建物被害の想定.....	6
第2 建築物の耐震化に係る目標.....	8
1 建築物の耐震化の現状 .....	8
(1) 住宅の耐震化の現状.....	8
(2) 特定建築物の耐震化の現状 .....	10
(3) 耐震化の推移と評価 .....	12
2 建築物の耐震化の目標 .....	13
3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標 .....	16
(1) 市有施設における耐震化 .....	16
(2) その他の防災拠点施設等における耐震化.....	17
4 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状・目標 .....	17
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針.....	18
1 耐震化の課題.....	18
2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務.....	18
(1) 市民・事業者(建築物所有者)の役割 .....	18
(2) 市・県の役割.....	18
3 実施する事業の方針.....	19
(1) 事業の考え方 .....	19
(2) 実施する事業.....	19
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方 .....	19
(1) 重点的に耐震化を図る地域.....	19

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路.....	20
(3) 重点的に耐震化を図る建築物.....	20
(4) より重点的に耐震化を図る建築物.....	20
5 第3期計画における重点的な取組み.....	20
6 「命」を守るための多様な取組みの推進.....	21
第4 建築物の耐震化を促進する施策.....	22
1 施策の推進体制.....	22
2 安心して耐震化が行える環境整備.....	22
(1) 岐阜市建築物等耐震化促進事業.....	22
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及.....	24
(1) 相談体制の整備.....	24
(2) 情報提供の充実.....	24
4 地震時の建築物の総合的な安全対策.....	26
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策.....	26
(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策.....	26
5 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム.....	27
(1) 目的.....	27
(2) 取組み.....	27
(3) 実施.....	27
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項.....	28
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等.....	28
(1) 要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条該当).....	28
(2) 要安全確認計画記載建築物(法第7条該当).....	28
(3) 特定既存耐震不適格建築物(法第14条、第15条該当).....	28
(4) 既存耐震不適格建築物(法第16条該当).....	28
2 建築基準法による勧告又は命令.....	30
3 所管行政庁との連携.....	30

# はじめに

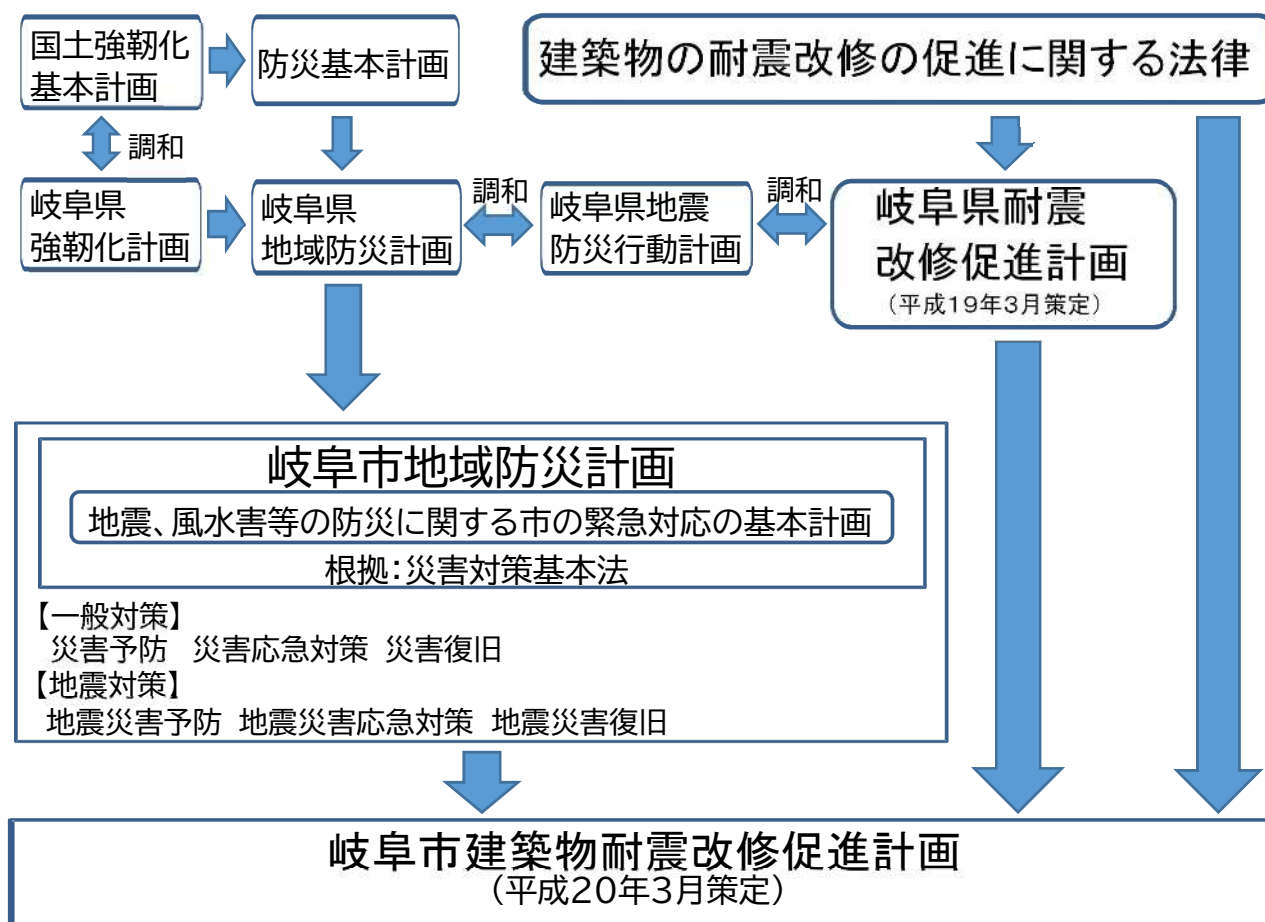
## 1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、市内における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年度から平成27年度までの8年間を計画期間とする「岐阜市建築物耐震改修促進計画」として平成20年3月に策定した。

平成28年3月に続き平成30年12月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が改正されたこと、引き続き耐震改修の促進を行う必要があることから、国の基本方針及び「岐阜県耐震改修促進計画」に基づき、「岐阜市建築物耐震改修促進計画」について、令和7年度まで5年間の計画期間とする改正を行い、耐震改修の促進を進めるものである。

なお、岐阜市における地震防災については、処理すべき事務等について広く定めた国の「防災基本計画」に基づく「岐阜市地域防災計画」のうち「地震対策計画」に基づき、その対策を進めており、その地震災害予防の減災対策の一環としても「岐阜市建築物耐震改修促進計画」が機能している体系となっている。

岐阜市における防災対策体系図



## SDGs との関係



資料：外務省「JAPAN SDGs Action Platform」

「S D G s」とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、世界共通の目標である。2015(平成 27)年国連サミットで合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。2030(令和 12)年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

本計画の取組みは、この 17 のゴールのうち、特にゴール 11[住み続けられるまちづくりを]と関連が深いことから、これらの目標の視点も踏まえたうえで、取組みを推進する。

## 2 計画改正の経緯

計画及び期間	策定・改正時期	主な内容
第 1 期計画 (平成 20～27 年)	平成 20 年 3 月	計画策定
	平成 21 年 4 月	木造住宅耐震診断事業を無料化
	平成 22 年 4 月	各補助事業を計画に位置づけ
	平成 23 年 4 月	平成22年の実績追加
	平成 24 年 4 月	「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」に伴う岐阜県震災対策検証委員会の提言を反映(「3 岐阜県震災対策検証委員会の提言」参照)
	平成 25 年 4 月	緊急輸送道路沿道建築物耐震補強工事補助を追加
第 2 期計画 (平成 28～令和 2 年)	平成 28 年 4 月	計画改正
	平成 31 年 4 月	ブロック塀等撤去費補助を追加
	令和 2 年 5 月	ブロック塀等撤去費補助を拡充(避難地の追加)
第 3 期計画 (令和 3～7 年)	令和 3 年 4 月	計画改正

### 3 岐阜県震災対策検証委員会の提言

岐阜県では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、県内で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織し、そのなかで、建築物の耐震化に関する「耐震化分科会」が設置されて検証・検討が行われた。

建築物の耐震化については、平成 23 年 7 月 31 日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の 7 項目の提言がなされている。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目(建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋)

- ① 防災拠点施設等の耐震化【市町村・建物所有者】
  - ② 緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
  - ③ 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【市町村・建築関係団体】
  - ④ 耐震化に関する補助制度の見直し【市町村】
  - ⑤ 不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
  - ⑥ 宅地被害の周知【市町村・建築関係団体】
  - ⑦ 「命」を守るための多様な取組みの推進【市町村】
- ※【 】は事業主体

# 第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、岐阜県が平成 23 年度から 24 年度にかけて実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から 30 年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査」に基づくものである。

## 1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891(明治 24)年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震( <sup>マグニチュード</sup> M 8.0)であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査」では、県内において特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な活断層による内陸直下地震を想定される地震としている。

南海トラフの巨大地震については、県全域が震度 5 強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度 6 弱の揺れになり、岐阜・西濃圏域において液状化が発生する可能性が高いと予測している。

また、内陸直下地震については、それぞれ震度 5 強以上の揺れになり、一部地域においては震度 7 程度の揺れが発生すると予測している。

なお、本市において想定される地震の規模は表1-1のとおりである。

表1-1 想定される地震の規模

地震の規模 想定される地震、断層	最大震度	PL 値(液状化指数) <sup>1</sup>
南海トラフの巨大地震▲ <sup>2</sup>	5.95(震度 6 弱)	58.06
揖斐川—武儀川(濃尾)断層■ <sup>3</sup>	6.62(震度 7)	49.52
長良川上流(北側震源)断層■	5.86(震度 6 弱)	25.33
長良川上流(南側震源)断層■	5.42(震度 5 強)	3.67
びょうぶやま えなさん きなげやま 屏風山・恵那山及び猿投山断層■	5.37(震度 5 強)	6.41
あてら 阿寺(北側震源)断層■	5.27(震度 5 強)	11.06
阿寺(南側震源)断層▲	5.30(震度 5 強)	6.44
あとつがわ 跡津川断層▲	5.46(震度 5 強)	12.00
養老—桑名—四日市断層▲	6.33(震度 6 強)	46.23
おつばら 高山・大原(北側震源)断層▲	5.30(震度 5 強)	12.30
高山・大原(南側震源)断層■	4.85(震度 5 弱)	0.00

1 PL 値(液状化指数) PL 値 > 15:液状化の可能性が高い

5 < PL 値 ≤ 15:液状化の可能性はある

2 ▲は、平成 23～24 年度「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」による。

3 ■は、平成 29～30 年度「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査」による。



## 2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の午前5時(多くの自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。)と、冬の午後6時(住宅等で火気器具の使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。)及び夏の正午(オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。)を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

表1-2 想定される人的被害 (単位:人)

想定地震、断層	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数 <sup>4</sup>	避難者数
南海トラフの巨大地震	106 (470)	168 (830)	2,113 (13,000)	449 (1,800)	42,708 (161,000)
揖斐川-武儀川(濃尾)断層	1,241 (3,658)	1,902 (6,224)	8,034 (30,456)	5,156 (13,186)	103,286 (271,851)
長良川上流(北側震源)断層	44 (1,061)	72 (1,864)	1,353 (11,673)	194 (2,750)	20,885 (86,821)
長良川上流(南側震源)断層	0 (535)	0 (929)	105 (4,173)	1 (1,230)	1,243 (21,588)
屏風山・恵那山及び猿投山断層	0 (1,649)	0 (2,750)	189 (13,178)	1 (4,640)	2,613 (85,118)
阿寺(北側震源)断層	0 (1,050)	0 (1,697)	147 (9,646)	0 (2,350)	3,503 (53,314)
阿寺(南側震源)断層	0 (900)	0 (1,500)	173 (9,000)	0 (2,000)	2,733 (46,000)
跡津川断層	4 (980)	7 (1,600)	386 (9,000)	19 (2,300)	7,407 (56,000)
養老-桑名-四日市断層	477 (3,100)	737 (5,600)	4,784 (26,000)	1,959 (12,000)	63,610 (240,000)
高山・大原(北側震源)断層	0 (870)	0 (1,400)	131 (7,800)	0 (2,100)	3,029 (45,000)
高山・大原(南側震源)断層	0 (890)	0 (1,445)	2 (6,310)	0 (2,187)	15 (33,924)

※ ( )内数値は岐阜県全体

## 3 建物被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-3のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後6時(住宅等で火気器具の使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。)を記載する。

<sup>4</sup> 倒壊した建物内に閉じ込められる人数

表1-3 想定される建物被害

(単位:棟)

想定地震、断層	建物被害		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震	7,884 (35,000)	19,987 (100,000)	56 (210)
揖斐川—武儀川(濃尾)断層	25,203 (76,888)	35,373 (129,859)	566 (1,434)
長良川上流(北側震源)断層	3,197 (26,497)	10,958 (58,580)	23 (305)
長良川上流(南側震源)断層	118 (10,183)	787 (15,841)	0 (176)
屏風山・恵那山及び猿投山断層	304 (30,660)	1,557 (51,992)	0 (480)
阿寺(北側震源)断層	580 (20,471)	1,745 (42,422)	0 (268)
阿寺(南側震源)断層	355 (16,000)	1,550 (37,000)	0 (160)
跡津川断層	1,156 (20,000)	3,832 (39,000)	0 (380)
養老—桑名—四日市断層	12,625 (68,000)	27,951 (113,000)	309 (1,300)
高山・大原(北側震源)断層	491 (17,000)	1,514 (32,000)	0 (280)
高山・大原(南側震源)断層	0 (15,601)	12 (23,154)	0 (316)

※ ( )内数値は岐阜県全体

## 【参考】建物被害の想定(岐阜市地域防災計画)

「岐阜市災害被害想定調査(令和2年12月)」における被害想定は、表1-4のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後6時を記載する。

表1-4 想定される建物被害

(単位:棟)

想定地震	建物被害						焼失棟数
		全壊		半壊			
		木造	非木造	木造	非木造		
南海トラフの巨大地震	11,255	9,176	2,079	31,874	27,642	4,232	293
養老—桑名—四日市断層帯地震	13,106	11,496	1,610	33,586	29,723	3,863	557
揖斐川—武儀川断層帯地震	23,596	21,197	2,400	38,131	33,087	5,045	1,115

## 第2 建築物の耐震化に係る目標

建築基準法(昭和25年法律第201号)の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入された。

本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また、使用する言葉の定義は次のとおりとする。

「建築物の耐震化」	…………… 建築物の地震に対する安全性を確保すること。
「耐震化されている建築物」	… 新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たす建築物及び耐震改修した建築物。
「耐震化率」	…………… 建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。(住宅においては戸数)
「耐震性が不十分な建築物」	… 旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

### 1 建築物の耐震化の現状

#### (1) 住宅の耐震化の現状

市内の居住世帯のある建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査(総務省統計局)によると表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

(単位:戸)

建築年		年代別住宅数 <sup>5</sup>		平成 15 年調査		平成 20 年調査		平成 25 年調査		平成 30 年調査	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)		
旧基準	S35 年以前	15,880	11	12,020	8	12,600	8	20,000	12		
	S36 年～45 年	19,800	13	17,610	11	15,320	9				
	S46 年～55 年	30,860	21	31,400	20	26,980	16	22,900	14		
	不詳 <sup>6</sup>	—	—	—	—	3,300	2	5,220	3		
	計	66,540	45	61,030	39	58,200	35	48,120	29		
新基準	S56 年～60 年	14,680	10	30,500	19	23,380	14	22,640	14		
	S61 年～H2 年	16,760	11								
	H3 年～7 年	17,060	11	15,140	10	14,440	9	32,890	20		
	H8 年～12 年	20,240	14	18,300	12	17,590	11				
	H13 年～17 年	9,030 <sup>7</sup>	6	18,230	11	17,720	11	28,700	17		
	H18 年～22 年	—	—	8,110 <sup>8</sup>	5	20,500	12				
	H23 年～25 年 9 月	—	—	—	—	6,260	4	14,340	9		
	H25 年 10 月～27 年	—	—	—	—	—	—				
	H28 年～30 年 9 月	—	—	—	—	—	—	6,570	4		
	不詳	4,060	3	6,850	4	6,010	4	12,780	8		
	計	81,830	55	97,130	61	105,900	65	117,920	71		
合計	148,370	100	158,160	100	164,100	100	166,040	100			

岐阜市における住宅の耐震化率の現状については、平成 30 年住宅・土地統計調査を基にした推計値によると、「新基準建築物の住宅」が 117,920 戸(71%)、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修した住宅」は 5,460 戸(3%)、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により 10,590 戸(6%)であることから、市内の居住世帯のある住宅総数 166,040 戸のうち 133,970 戸(81%)が「耐震化されている住宅」と推計できる。

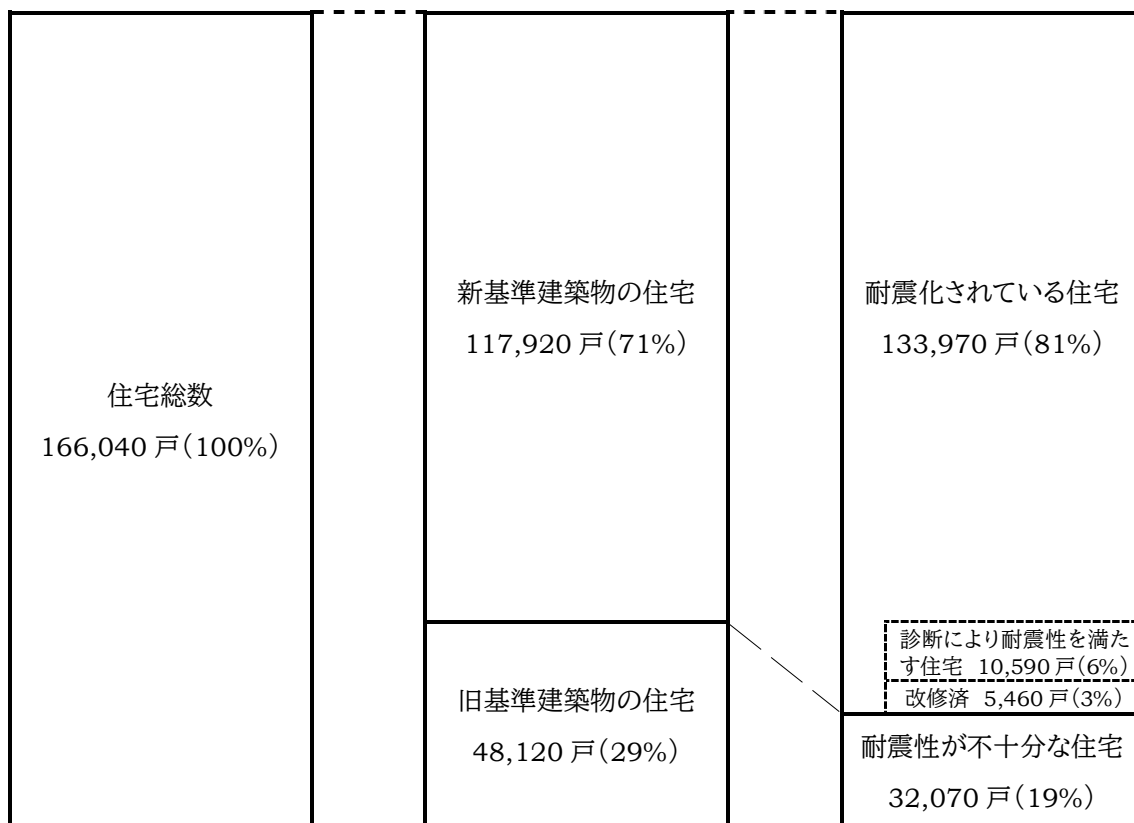
5 空き家を除いた数

6 平成 25 年調査・平成 30 年調査の不詳戸数については、旧基準と新基準で按分した戸数で計上

7 平成 13 年から 15 年 9 月までの戸数

8 平成 18 年から 20 年 9 月までの戸数

図2-1 住宅の耐震化の現状(平成30年度推計)



## (2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は、表2-2のとおりとする。

そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等を「1号特定建築物」(以下「多数の者が利用する建築物」という。)、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」に分類する。

なお、多数の者が利用する建築物の令和元年度の耐震化の現状は、表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件	
1号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	2	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	
	3	ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	4	病院、診療所		
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	6	集会場、公会堂		
	7	展示場		
	8	卸売市場		
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	10	ホテル、旅館		
	11	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		
	12	事務所		
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		
	16	博物館、美術館、図書館		
	17	遊技場		
	18	公衆浴場		
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	21	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	23	自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物	

表2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(令和3年2月時点) (単位:棟)

耐震化の現状		総数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改 修実施 済み D	耐震性 を満た す E	耐震化されて いる建築物 F=B+D+E	耐震化 率 G=F/A
特定建築物の種類								
1号	多数の者が利用する建築物(庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等)	1,936	1,199	737	269	229	1,697	87%

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物(B)」が 1,199 棟(62%)、「旧基準建築物(C)」737 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの(D)」が 269 棟(14%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの(E)」が 229 棟(12%)であることから、「耐震化されている建築物(F)」は 1,697 棟

となり、「総数(A)」1,936 棟のうち 87%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(令和3年2月時点)

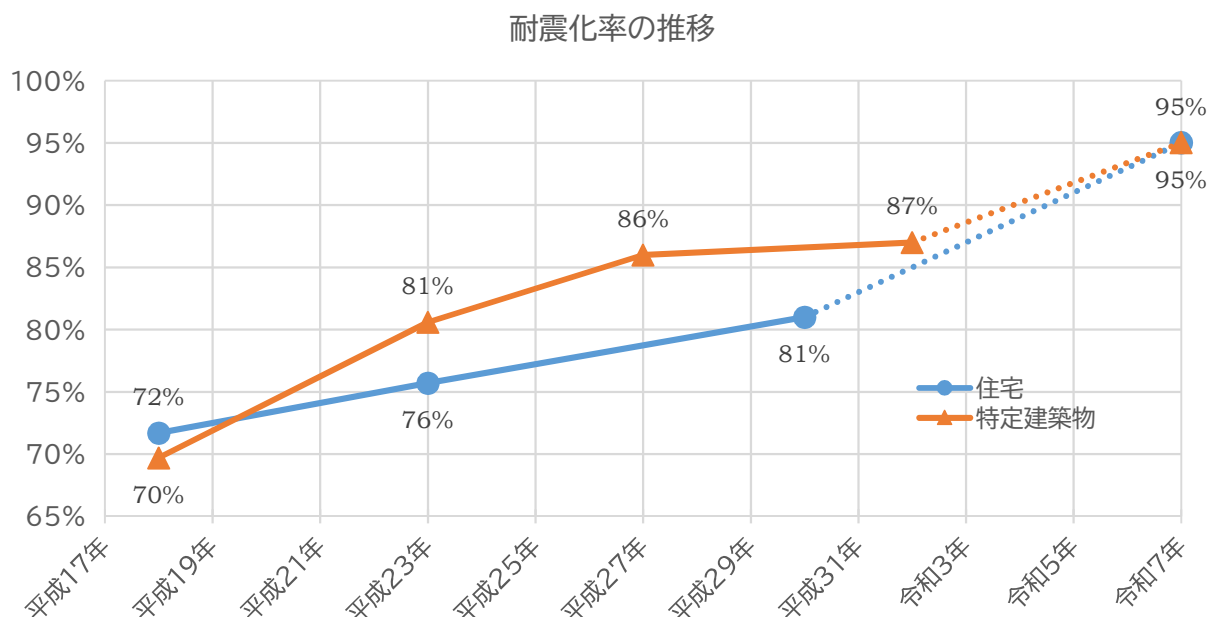
多数の者が利用する 建築物総数 1,936 棟(100%)	新基準建築物 1,199 棟(62%)	耐震診断結果を 基に推計	耐震化されている建築物 1,697 棟(87%)
	旧基準建築物 737 棟(38%)		診断により耐震性を満たす 建築物 229 棟(12%)
			改修済 269 棟(14%)
			耐震性が不十分な建築物 239 棟(13%)

### (3) 耐震化の推移と評価

第1期計画策定時以降、本市の耐震化率は表2-4のとおり推移しているが、第2期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%」には至っていない。

しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。

表2-4 耐震化率の推移



## 2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東日本大震災以降の地震では、現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの市の取組み、国の基本方針、県の耐震改修促進計画を踏まえ、第3期計画では、

**住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和7年度までに95%にすることを目標とする。**

耐震化率95%を達成するためには、令和7年度までの間に、住宅については23,570戸、多数の者が利用する建築物については150棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。



◎【建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(抜粋)】

平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号

最終改正 平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号

**建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定**

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和 2 年までに少なくとも 95%にすることを目標とするとともに、令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

◎【住宅・建築物の耐震化率の推計方法及び目標について】

住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会(国土交通省)

**今後の耐震化目標のあり方について**

住宅について、平成 30 年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取組みがなされることを求めるとともに、現在設定されている目標を 5 年間スライドさせて設定(令和 7 年 95%、令和 12 年耐震性を有しない住宅のおおむね解消)することとしてはどうか。

建築物について、他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえれば、従来の目標での継続性に固執することなく、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化して、建築物の耐震化の目標を設定することが適当ではないか。

◎【岐阜県耐震改修促進計画(抜粋)】

**建築物の耐震化の目標**

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取り組み、国の動向を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和 7 年度までに 95%にすることを目標とする。

図2-3 耐震化の目標の考え方

		現況耐震化率	目 標	目標耐震化率
国	住 宅	87%	南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画による目標を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	89%		95%
県	住 宅	83%	国の基本方針及び岐阜県強靱化計画を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	88%		95%
市	住 宅	81%	国の基本方針及び岐阜県耐震改修促進計画を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	87%		95%

図2-4 住宅の耐震化の目標(令和7年度)

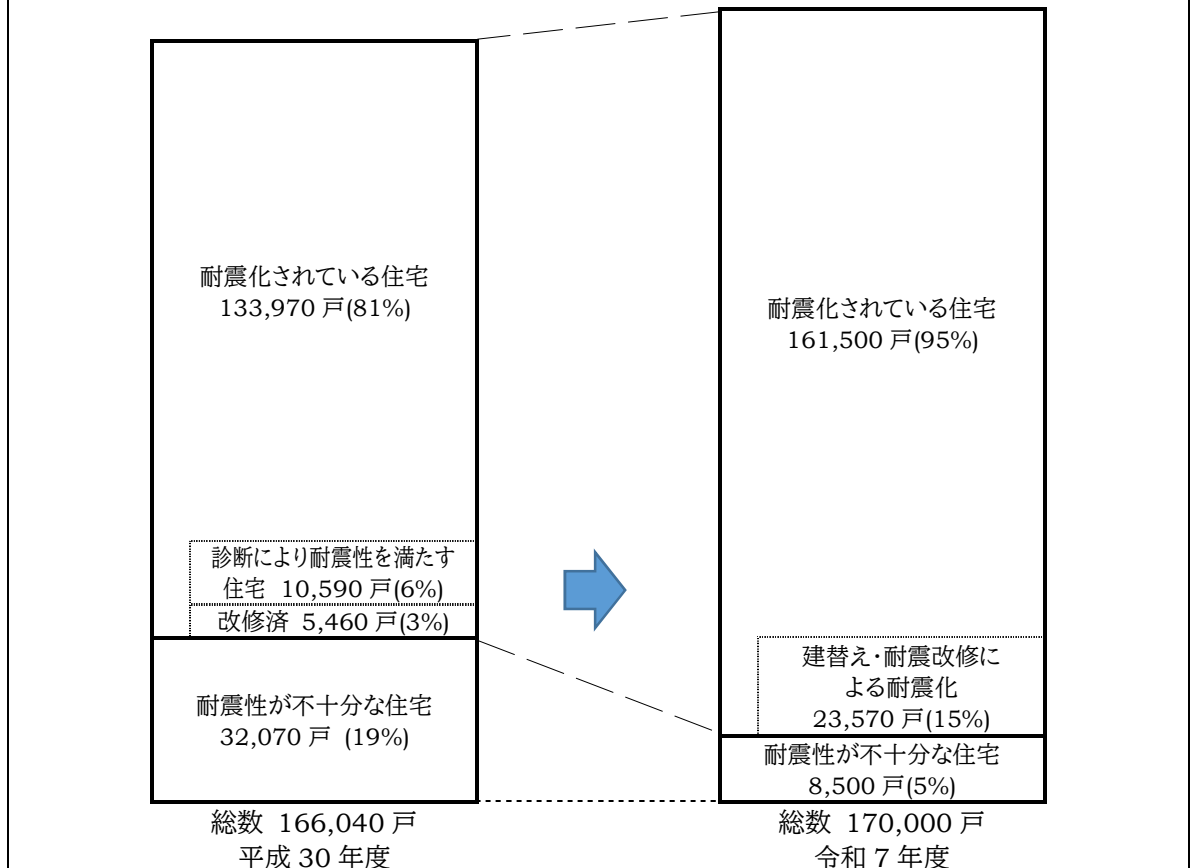
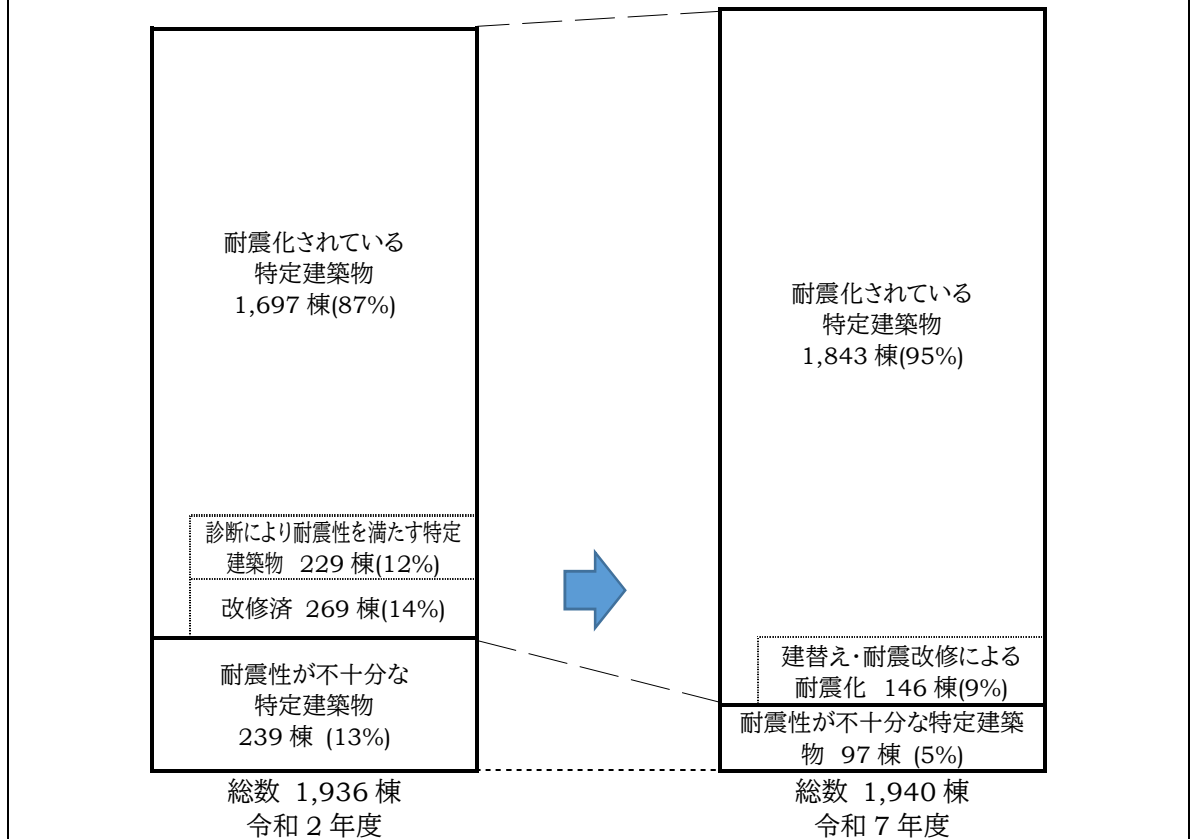


図2-5 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標(令和7年度)



### 3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に、庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保につながり、大変重要である。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

#### (1) 市有施設における耐震化

##### ア 耐震化の現状

市有特定建築物については、耐震性能、建物の用途別の重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、平成27年度までに耐震化を完了している。

## イ 耐震診断結果の公表

市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果を公表している。

### (2) その他の防災拠点施設等における耐震化

民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取組み状況を周知することなどを通じて所有者による耐震性の早期確保に努めるよう促す。

## 4 耐震診断義務付け建築物<sup>9</sup>の耐震化の現状・目標

平成 25 年の法改正により、一定規模以上の大規模建築物や防災拠点等のより重点的に耐震化を進めるべき建築物に対し、法や耐震改修促進計画での位置づけにより耐震診断の実施及び報告を義務付け、公表を行うこととなった。これにより対象となる建築物は表2-6のとおりである。

表2-6 耐震診断義務付け建築物の状況 (R2.9 時点)

種別		根拠	対象棟数	診断結果
要緊急安全確認大規模建築物		法附則第3条	34棟	公表済
要安全確認計画記載建築物	防災拠点	法第7条第1号	0棟	—
	通行障害既存不適格建築物	法第7条第2号	1棟	未公表

診断結果が未公表の建築物については、順次公表を進めていくとともに、耐震診断の結果、耐震性を有しない建築物については、所有者に対して耐震化を促し、耐震性の早期確保に努める。

<sup>9</sup> 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物

## 第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

### 1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題(耐震化を阻害する要因)に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

#### 建築物の耐震化を促進するための課題

- ・補強工事にお金がかかる。
- ・家族構成や生活形態などを理由に、耐震補強に踏み切れない。
- ・自分の家・建物は大丈夫だと思っている。
- ・誰に頼んでいいかわからない。
- ・改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- ・補強の効果が信用できない。
- ・改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- ・大規模な建物では、関係者の調整が複雑。

### 2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民・事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民・事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

#### (1) 市民・事業者(建築物所有者)の役割

- ◆ 市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ◆ 市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定を受けているもの)について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

#### (2) 市・県の役割

- ◆ 市及び県は、連携して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ◆ 市は、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。

- ◆ 市及び県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ◆ 市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講じるよう努める。

### 3 実施する事業の方針

---

#### (1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

#### (2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震改修により建築物の被害が軽減され、仮設住宅やがれきの減少が図られるとともに、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人の財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たす改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

### 4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

---

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とし、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

#### (1) 重点的に耐震化を図る地域

市では、南海トラフの巨大地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、市内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

## (2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

岐阜県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化(道路網の形成)を図っている。

このため、岐阜県耐震改修促進計画において、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路が法第5条第3項第3号に基づく「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定されている。

## (3) 重点的に耐震化を図る建築物

過去の地震における被害状況等を踏まえ、その耐震性について特に問題があると考えられることから、旧基準の木造住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての旧基準の特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

## (4) より重点的に耐震化を図る建築物

法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物、法第7条の要安全確認計画記載建築物については、地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、また法に基づき耐震診断が義務付けされていることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

## 5 第3期計画における重点的な取組み

---

これまでの計画期間内では、主に以下の観点により、耐震化施策を進めてきた。

- ◆ 耐震性を把握するための「耐震診断」に重点を置き、診断報告の義務付けや啓発・補助を実施。
- ◆ 全市的に耐震化向上を目指すため、住宅、建築物とも幅広く施策を展開。

その結果、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物を減少させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ(段階)がこれまでから変わりつつある。

よって、第3期計画では、図3-1のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組みを強化することとする。

図3-1 重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象(4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より)		施策(方向性)	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物 <sup>10</sup>	広く 市民向け	診断に 重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等 <sup>11</sup> ・木造住宅	診断実施済 の所有者 向けに重点	改修に 重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物 <sup>12</sup> ・防災拠点施設 <sup>13</sup> ・緊急輸送道路沿道建築物 <sup>14</sup>	全所有者 向け	改修



## 6 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動(極めて稀に発生する地震)において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら、旧基準木造住宅の所有者のなかには、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もいる。これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、耐震化率には反映されないが、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強の実施や、耐震シェルター及び防災ベッドの設置についても補助を実施し、促進に努める。

<sup>10</sup> 全ての既存耐震不適格建築物

<sup>11</sup> 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの(特定既存耐震不適格建築物)

<sup>12</sup> 要緊急安全確認大規模建築物

<sup>13</sup> 要安全確認計画記載建築物

<sup>14</sup> 要安全確認計画記載建築物



## 第4 建築物の耐震化を促進する施策

### 1 施策の推進体制

県、市、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図ってきた。

今後も、耐震化施策を推進するため、全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。

### 2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析したうえで、必要に応じて新規施策の追加や、現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めることとする。

#### (1) 岐阜市建築物等耐震化促進事業

##### ア 岐阜市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協働して補助を実施しており、表4-1のとおりである。また、住宅の耐震化をより一層促進するための取組みとして、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定する。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、県と協働して耐震診断・耐震改修工事に対する補助事業を行う。

表4-1 岐阜市建築物等耐震化促進事業の概要

補助の種類		概要	
木造住宅	耐震診断	一戸建て住宅	無料
	耐震改修工事	一戸建て住宅、長屋、共同住宅	一部補助
建築物	耐震診断	木造一戸建て住宅以外	
	計画策定	特定建築物、緊急輸送道路沿道建築物、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物	
	耐震改修工事	特定建築物、緊急輸送道路沿道建築物、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物、分譲マンション 特定天井(平成26年3月31日以前に着工したもの(未改修の旧基準建築物を除く))	
ブロック塀等	撤去	組積造の塀、門柱等	

#### (ア) 耐震診断

平成 14 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは全ての建築物に補助対象を拡充した。

平成 21 年度からは木造一戸建て住宅について所有者負担を無くし、平成 26 年度からは要緊急安全確認大規模建築物に対する補助を大幅に拡充した。

#### (イ) 耐震改修工事

平成 17 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは特定建築物及び分譲マンションに、平成 24 年度からは緊急輸送道路沿道建築物に補助対象を拡充した。

平成 21 年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成 25 年度からは当該要件を撤廃した。

平成 28 年度からは要緊急安全確認大規模建築物のうち、地方公共団体と地震防災に関する協定等を締結している民間建築物について補助率を拡充した。

令和元年度からは木造住宅について、所有者の費用負担を軽減するための代理受領制度を創設した。

#### (ウ) 計画策定

平成 29 年度から特定建築物等を対象として補助を実施した。

#### (エ) ブロック塀等撤去

平成 30 年度から道路(市内全域)に面するブロック塀等を対象として撤去の補助を実施した。

なお、国の住宅・建築物安全ストック形成事業のブロック塀等の安全確保に関する事業の対象となる道路は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校により定められた通学路及び岐阜市地域防災計画に基づき定められた避難用道路である。

また、令和 2 年度からは避難地(岐阜市地域防災計画に定める指定緊急避難場所兼指定避難所、指定緊急避難場所及び広域避難場所に限る。)に面する又は避難地内に存するブロック塀等も対象として拡充した。

### イ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向にあるため、更なる啓発を行うとともに、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

### ウ 補助事業の活用促進を図るための取組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

### 3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

---

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

#### (1) 相談体制の整備

##### ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」(以下「相談士」という。)を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧できることとしており、さらに、相談士の制度について岐阜県のホームページや無料相談会等で周知を図る。

##### イ 建築相談窓口

地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関係団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

##### ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家を派遣し、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

##### エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

また住宅所有者がリフォーム相談をする際の相手となる住宅リフォーム事業者の周知を行う。

#### (2) 情報提供の充実

##### ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

##### イ 各種広報媒体を活用した周知

市広報や市ホームページ等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

#### ウ 説明会・講習会への講師の派遣

自治会単位等で開催される説明会や講習会等に職員等を講師として派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

#### エ 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。

また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPO との連携等幅広い取組みが必要である。県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援のもとに、市は、このような地域の取組みを支援する施策を講じる。

木造住宅の耐震診断費用の無料化(平成 21 年度から)、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、木造住宅の耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう、自治会を通じた全戸配布(令和元年度から)により、引き続き耐震診断・耐震補強の補助制度の普及・啓発を行う。

#### オ 耐震診断義務付け建築物への啓発強化

耐震診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

#### カ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

#### キ 普及啓発重点地区の選定の検討

近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間のなかで効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区を選定することを検討していく。

#### ク 防災教育との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げ、また教育部局と連携を図りながら、耐震講座等

による防災教育を行っていく。

#### ケ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であることから、作成・公表済みである。

#### コ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図るとともに、法第 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策

---

#### (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建築物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策とともに電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

#### (2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、市内全域について大規模盛土造成地の調査（一次スクリーニング）を行い、その結果について市ホームページ等で公表している。今後は対象地域について箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施の検討を行う。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は

発生予測データである「液状化危険度調査<sup>15</sup>」の活用や、過去の液状化の被害に関する地域での伝承など、きめ細やかな周知と教育に取り組む。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行う。

## 5 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

---

### (1) 目的

本プログラムでは、住宅耐震化に係る取組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とし、本計画を補完する施策として位置づける。

### (2) 取組み

#### ア 住宅の耐震化に対する支援

木造戸建て住宅の無料耐震診断を実施

住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施

木造住宅に係る住宅耐震改修工事費に対する一部補助を実施

#### イ 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み

旧基準住宅所有者あてのダイレクトメールの送付

#### ウ 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組み

耐震診断結果報告時に耐震改修を促す

耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない旧基準住宅所有者に対してダイレクトメール等により耐震改修を促す

#### エ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び

##### 住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み

改修事業者の技術力向上を図る

改修事業者リストを作成し公表する

#### オ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

広報ぎふを通じて耐震改修の必要性について周知を行う

一般社団法人 岐阜県建築士事務所協会とともに原則年 1 回、一般の住民を対象とした無料住宅耐震講座を行う

耐震化支援補助制度の内容が記載されたチラシを作成、配布する

### (3) 実施

本プログラムに基づく取組みについて、実績に関する自己評価を行い、進捗状況を把握し、検証、市ホームページにより公表する。

---

<sup>15</sup> 岐阜県による「南海トラフの巨大地震等の被害想定調査」等において、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内すべての地域の地盤データに基づき公表されている。

# 第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

## 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

法に基づき、次のとおり指導・助言、あるいは耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行う。

### (1) 要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条該当)

報告された耐震診断の結果については、用途ごとに取りまとめのうえ、市ホームページに公表している。耐震診断の結果、耐震性が不十分な建築物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

### (2) 要安全確認計画記載建築物(法第7条該当)

報告された耐震診断の結果については、市ホームページ等により公表を行うとともに、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建築物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

### (3) 特定既存耐震不適格建築物(法第14条、第15条該当)

法第14条第1項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勘案して指導・助言を行う。

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、必要に応じて指示を行い、指示をしたにも関わらず、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合は、その旨を市ホームページ等により公表を行う。

### (4) 既存耐震不適格建築物(法第16条該当)

上記(1)～(3)以外の既存耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表5-1 指導等規制対象一覧

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	市			所有者	市	
		指導・助言	指示・公表	報告命令 結果公表		指導・助言	指示・公表
要緊急安全 確認大規模 建築物	義務	/	/	○	努力義務 地震に対 する安全 性の向上を 図る必要が あるとき	○	○
要安全確認 計画記載建 築物		/	/	○		○	○
特定既存耐 震不適格建 築物	努力義務	○	○ <sup>16</sup>	/	努力義務 必要に応じ	○	○ <sup>17</sup>
既存耐震不 適格建築物		○	/	/		○	/

<sup>16</sup> 地震に対する安全性の向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

<sup>17</sup> 地震に対する安全性の向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

表5-2 用途別指導・規制対象一覧

	用途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件				
多数の者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上※屋内運動場の面積を含む	要緊急安全確認大規模建築物			
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—				
		体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上		階数1以上かつ5,000㎡以上		
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		階数3以上かつ5,000㎡以上		
		病院、診療所						
		劇場、観覧場、映画館、演芸場						
		集会場、公会堂						
		展示場						
		卸売市場					—	—
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		ホテル、旅館					—	—
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿						
		事務所					階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの						
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上		階数2以上かつ1,500㎡以上		
		幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所						
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		階数3以上かつ5,000㎡以上		
		遊技場						
		公衆浴場						
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗							
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	—			—			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ2,000㎡以上			階数3以上かつ2,000㎡以上		階数3以上かつ5,000㎡以上	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設							
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物							
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物			500㎡以上		階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	



	通行障害建築物	県及び市の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等に接する通行障害既存耐震不適格建築物	左に同じ	要安全確認計画記載建築物	法第5条第3項第2号及び法第6条第3項第1号に定める道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物
	公益上必要な建築物 (防災拠点建築物)	—	—		法第5条第3項第1号に定める建築物

## 2 建築基準法による勧告又は命令

市は、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物、要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物のうち、耐震診断及び耐震改修の「指示」に従わないために法に基づく「公表」を行った既存耐震不適格建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修を明らかに行わない場合には、当該建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性又は損傷、腐食その他の劣化の進み具合を把握するために立入調査を実施し、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると明らかに認められる建築物については建築基準法第10条第1項の規定による勧告や同条第2項による命令を、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると明らかに認められる建築物については同条第3項の規定による命令を行う。

## 3 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要がある。そのため、所管行政庁である県及び市において、書式の整備、具体的な取組み方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。